

徳島東部都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案） 並びに徳島東部都市計画下水道の変更（素案）に係る 縦覧・説明会・公聴会のお知らせ

本市では、既存ごみ処理施設の老朽化に伴い、新たな一般廃棄物中間処理施設の整備を計画しています。
また、計画地は、北部浄化センターの未利用地を予定しています。

これらのことから、徳島東部都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案）並びに徳島東部都市計画下水道の変更（素案）に係る縦覧、説明会及び公聴会を次のとおり実施します。

【素案の縦覧】

期 間：令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）まで

午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝を除く）

場 所：徳島市都市建設部都市建設政策課（徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館4階）
徳島市環境部環境施設整備室（徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館10階）
徳島市上下水道局下水道整備課（徳島市南前川町5丁目1番地の4 徳島市上下水道局4階）

※素案については、徳島市ホームページでもご覧いただけます。

【説明会】

日 時：第1回 令和8年8月21日（金）午後6時30分から午後8時まで（予定）[定員100人]

第2回 令和8年8月22日（土）午前10時から午前11時30分まで（予定）[定員 40人]

第3回 令和8年8月22日（土）午後1時30分から午後3時まで（予定）[定員 40人]

場 所：沖洲コミュニティセンター 1階 集会室（第1回）/ 2階 研修資料室（第2回・第3回）
徳島市北沖洲三丁目4番7号

※環境影響評価方法書に係る説明会と同時開催します。

※事前の申し込みは不要です。

※説明内容は3回とも同じです。

※定員を超えた場合は入場を制限することがあります。

※駐車台数に限りがあります。中央卸売市場内の駐車場もご利用いただけます。



【公聴会】

日 時：令和8年9月11日（金）午後7時から ※公述の申出がない場合は中止します。

場 所：徳島市役所本館13階 第一研修室（公聴会は傍聴することができます）

公述申出：公聴会での公述を希望される方は、「公聴会公述申出書」（裏面のとおり）に、氏名、住所、電話番号、意見の要旨及び意見を述べようとする理由を記載し、令和8年7月31日（金）から令和8年8月31日（月）午後5時（必着）までに、次のいずれかの方法により申し出てください。

1. 窓口：都市建設部都市建設政策課（徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所本館4階）
2. 郵送：〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 都市建設政策課 宛
3. 電子申請：徳島市ホームページから申請

※公聴会に出席して意見を述べる人（公述人）の資格については徳島市ホームページをご覧ください。



お問い合わせ先

都市計画決定手続きについて：徳島市都市建設部都市建設政策課

TEL 088-621-5249

一般廃棄物中間処理施設及び環境影響評価について：徳島市環境部環境施設整備室

TEL 088-621-5220

公共下水道について：徳島市上下水道局下水道整備課

TEL 088-621-5350

第 1 号様式（第 3 条関係）

公聴会公述申出書

年 月 日

徳島市長 殿

氏 名	
住 所	
電話番号	

令和 8 年 9 月 1 1 日に開催される徳島東部都市計画ごみ焼却場及びその他の処理施設の決定（素案）並びに徳島東部都市計画下水道の変更（素案）に係る公聴会において、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

下記の空欄に「公聴会場で述べようとする意見の要旨、意見を述べようとする理由」を楷書で簡潔に記入してください。

(公聴会場で述べようとする意見の要旨、意見を述べようとする理由)
